

# 令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	16	府省庁名	金融庁
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）          企業年金等の積立金に対する特別法人税については、平成11年度から、超低金利の状況、退職年金等の財政状況等を踏まえ課税が凍結されているが、令和5年3月末に凍結期限を迎えることになっている。</p> <p>・ 特例措置の内容          企業年金等の積立金に対する特別法人税を撤廃又は課税停止措置を延長すること。</p>		
関係条文	<p>地方税法 第51条1項、第314の4の第1項、地方法人税法第10条          法人税法第7条、第10条の2、第83条、第84条、第87条、第145条の2、第145条の3、第145条の4          租税特別措置法第68条の5</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — )          [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的          勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定を実現し、直接金融市場の重要な担い手としての年金基金等の運用環境を整備すること。</p> <p>(2) 施策の必要性          企業年金に関する税制の基本は、掛金拠出時は非課税、資産運用時は特別法人税課税、給付時は課税（公的年金等控除及び退職所得控除の対象）となっており、特別法人税は、掛金拠出時に給与所得として課税すべきところ、給付時まで課税が繰り延べられることを踏まえ、その期間の遅延利息分を課税するという原則に基づき、資産額全体に対して課税される。          特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少することで積立状況が悪化するほか、運用結果が赤字の場合にも課税されるため、さらに財政状況の悪化を招く可能性があるなど、年金資産の運用に著しい影響があるので、企業年金等の普及の大きな阻害要因となる。          このため、運用時の特別法人税の撤廃、又は、課税停止措置を延長することで、企業年金等の健全な育成及び適正な運営を図る必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
	政策の達成目標	勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定を実現し、直接金融市場の重要な担い手としての年金基金等の運用環境を整備すること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金、勤労者財産形成基金及び適格退職年金等の積立金に適用される。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定の実現が図られ、金融市場の担い手としての年金基金等が安定すると見込まれることから、有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	企業年金各制度については、掛金等の拠出時及び給付時において、税制上の所要の措置が講じられている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定の実現が図られ、金融市場の担い手としての年金基金等が安定すると見込まれることから、妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金、勤労者財産形成基金及び適格退職年金等の積立金への課税が凍結されている。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>経済状況を踏まえると、年金資産の維持・安定が図られており、金融市場の担い手としての年金基金等が安定していることから、有効である。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成11年度改正により特別法人税の課税が凍結（2年間）。その後の改正により凍結期間は8回延長。直近では令和2年改正により3年間延長され、令和5年3月末まで課税凍結中。</p>